

大阪広域水道企業団職員の就業規則等の一部を改正する規
程のあらまし

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、勤務時間の割り振り及び休憩時間の特例並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子等を追加します。
- 2 勤務時間の割り振り及び休憩時間を別に定める職員のうち、小学校に就学している子のある職員を小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員に改めます。
- 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、職員が介護のため勤務時間の一部につき勤務しないことができることとする介護時間を休暇の種類に追加します。
- 4 この規程は、公布の日及び平成29年4月1日から施行します。